

「感冒様症状者にかかる届出制度」

証明書発行について

体調不良（咳・発熱・節々の痛み・全身倦怠感（だるさ）・下痢・嗅覚異常・味覚異常等）のあるものは、**登校を控えてください**。その場合、「神戸大学感冒様症状者にかかる届出制度」に基づき、**学生は次の URL 教務情報システム <https://kenshinweb.health.kobe.ac.jp/> にアクセスし ID ログインしてください**。

感冒様症状者にかかる届出制度証明書の発行を希望される方へ

1. 教務情報システムに登録申請後、登校可能日が確定しましたら、以下の申請用紙をプリントアウトしてください。
証明書の申請用紙はこちら。
2. 申請用紙を記入したら、登校可能日当日以降に各キャンパスの保健管理センターへ、郵送にて送付下さい。
注）名谷キャンパス所属の方は、六甲台の神戸大学保健管理センターまで郵送下さい。
3. 申請された証明書については、保健管理センターより所属学部教務学生担当係へ送ります。一旦ご自身に返送希望される場合は、返送用封筒を必ず同封ください。

登校を控える期間について

症状が出現した日の翌日から7日を経過するまで、かつ、薬剤を使わない状態で全ての症状がおさまり、24時間を経過するまで

★**新型コロナウイルス感染症と診断された場合、登校停止となります**。所属学部教務係にご連絡の上、必ず教務情報システムに登録申請してください。また、医療機関や保健所から指示された療養期間終了後、療養が終了した旨を教務システムに登録してください。注）療養期間終了後も引き続き、マスクの着用や毎朝の検温等、体調管理を徹底し、体調不良の場合は登校を控えてください。

★**新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と判断された場合も、所属学部教務係にご連絡の上、教務システムに必ず登録申請をしてください**。保健所の指示が出た場合はそれに従い、感染拡大防止に努めてください。また、感染者との最終接触から**5日間**は**登校を控え自宅学習等するよう努めてください**。

- インフルエンザと診断された方は、発症後**5日**を経過かつ解熱後**2日**を経過するまで。
期間を過ぎれば、登校可能です。

神戸大学 インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター 保健管理部門

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1番1号 TEL 078-803-5245 FAX 078-803-5254

深江分室 〒658-0022 神戸市東灘区深江南町5-1-1 TEL 078-431-6232 FAX 078-431-6374

楠分室 〒650-0017 神戸市中央区楠町7-5-1 TEL 078-382-5006 FAX 078-382-6747

名谷地区保健管理室 〒654-0142 神戸市須磨区友が丘7-10-2 TEL(FAX) 078-796-4537